

# は じ め に

2015年は日本で産業財産権制度が確立されてから130年となる。この130年の間に我が国企業の知財戦略は事業活動のグローバル化にも伴い大きく変化した。特に近年では事業活動は多様化し、それに伴い企業にとってはより高度かつ複雑な知財戦略に対応することが必要となりつつある。

特許庁は、このような企業の多様な知財戦略を支援するための施策に取り組んでいる。

2014年3月には、「審査請求から一次審査通知までの期間を11か月以内」とする10年来の長期目標を達成し、新たに今後10年間で「権利化までの期間<sup>1</sup>」(標準審査期間)を平均14か月以内とする目標を設定した。さらに、2014年8月に審査品質管理小委員会を設置するなど、「世界最速・最高品質の審査」を目指して審査体制の強化を進めている。

また、2015年2月には意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入し、2015年4月には「色彩」や「音」の商標を新たに保護対象とする改正商標法も施行されるなど、我が国の知財制度にとって大きな進展があった。

さらに、2014年3月より特許制度小委員会にて、我が国のイノベーションシステムを支える知的財産権の制度的課題に関して審議が行われた結果を受けて、特許庁は職務発明の見直しや各国の国内出願手続きを統一する特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約への加入に向けて検討を進めている。

特許庁は、このような取組を通じて「世界最高の知財立国」の実現を図り、我が国のグローバルな産業競争力の強化に貢献していく。

本報告書は、知財制度を取り巻く状況や施策等の具体的内容を紹介するものである。

第1部では、国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状など、知財動向に関わる情報を紹介するとともに、特定分野における技術動向や企業の知財戦略等についても紹介する。

第2部では、特許庁における取組を特許、意匠、商標などのカテゴリー別に紹介するとともに、知財活動を活発化しイノベーションを促進するための各種支援・施策について紹介する。

第3部では、各国の知財施策等、国際的な知的財産権をめぐる動向について紹介し、我が国と各国とが連携して行っている取組について紹介する。

なお、別冊の特許行政年次報告書2015年版【統計・資料編】においては、本報告書中の図表等の基礎となる統計情報及び知的財産に関する各種統計・資料を紹介する。

本報告書が広く活用され、知的財産をめぐる現状と対策への理解を深める一助となれば幸いである。

1. 「権利化までの期間」については、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。